

高等教育の修学支援新制度【給付奨学金】

（日本学生支援機構給付奨学金と授業料等の減免について）

文部科学省の「高等教育の修学支援新制度」は、住民税非課税世帯またはそれに準ずる世帯さらに多子世帯の学生を対象に、支援区分に応じた授業料等の減免と給付奨学金が受けられる制度です。在学中の募集については、毎年春（4月）と秋（9月）に行う予定です。

◆申請資格について ... 以下の①学力基準、②家計基準、③資産基準の全てを満たしていることが必要です。（「多子世帯」は①③のみ）

①学力基準

学年	対象となる成績	基準
1年次生	高校成績	<ul style="list-style-type: none"> ●評定平均値 3.5 以上であること（※1） もしくは ●将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書により確認できること
上級生	大学成績	<ul style="list-style-type: none"> ●各学年の学部・学科で GPA が上位 2 分の 1 以上であること もしくは ●修得した単位数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書により確認できること ※2

※1. 1年次生は、成績の基準に満たなくても、機構が定める特例により推薦可能な場合があります。

※2. 標準単位数 = 卒業に必要な単位数 ÷ 最短修業年限（8 学期） × 申請者の在籍学期数（前学期終了時点で算定/休学期間は除く）

②家計基準 ※以下は世帯年収上限額を目安例となります。

【給与所得者の世帯（年間の給与収入金額）】

世帯人数	想定する世帯構成	第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	第Ⅳ区分
2人	本人、親（ひとり親）	2,290,000 円	3,320,000 円	4,020,000 円	6,490,000 円
3人	本人、親（ひとり親）、高校生	2,890,000 円	3,910,000 円	4,570,000 円	6,770,000 円
4人	本人、親 A、親 B（無収入）、高校生	2,950,000 円	3,950,000 円	4,610,000 円	6,980,000 円

※詳細は日本学生支援機構ホームページの「[進学資金シミュレーター](#)」で、ご自身の世帯が家計基準に該当するか、

おおよその確認ができますので、出願される方は事前にご利用ください。



③資産基準

申請者と生計維持者（原則父母）の資産額（現金及びこれに準ずる預貯金、有価証券等の合計額）が、下表の金額未満である必要があります。

	授業料等減免	給付奨学金
子どもが 1 人または 2 人の世帯	5,000 万円	5,000 万円
多子世帯（子どもが 3 人以上いる世帯）	3 億円	5,000 万円

◆授業料等減免額・給付奨学金額について

授業料等減免	子どもが 1 人または 2 人の世帯			多子世帯（子どもが 3 人以上いる世帯）		
	区分	授業料等減免（年額）	入学金減免	区分	授業料等減免（年額）	入学金減免
減免額 ※世帯構成や収入等に応じた区分により決定。上記「②家計基準」を参照。	第Ⅰ区分	700,000 円	200,000 円	第Ⅰ区分	700,000 円	200,000 円
	第Ⅱ区分	466,700 円	133,400 円	第Ⅱ区分	700,000 円	200,000 円
	第Ⅲ区分	233,400 円	66,700 円	第Ⅲ区分	700,000 円	200,000 円
	第Ⅳ区分（理工農）	233,400 円	66,700 円	—	—	—
	—	—	—	第Ⅳ区分（多子世帯）	700,000 円	200,000 円
	—	—	—	多子世帯	700,000 円	200,000 円

給付奨学金	子どもが 1 人または 2 人の世帯			多子世帯（子どもが 3 人以上いる世帯）		
	区分	自宅通学	自宅外通学	区分	自宅通学	自宅外通学
給付額（月額） ※世帯構成や収入等に応じた区分により決定。上記「②家計基準」を参照。	第Ⅰ区分	38,300 円	75,800 円	第Ⅰ区分	38,300 円	75,800 円
	第Ⅱ区分	25,600 円	50,600 円	第Ⅱ区分	25,600 円	50,600 円
	第Ⅲ区分	12,800 円	25,300 円	第Ⅲ区分	12,800 円	25,300 円
	第Ⅳ区分（理工農）	支給なし	支給なし	—	—	—
	—	—	—	第Ⅳ区分（多子世帯）	9,600 円	19,000 円
	—	—	—	多子世帯	支給なし	支給なし

※ 授業料等減免及び給付奨学金を受けられるのは、最短修業年限内です。 ※入学金減免は 2026 年度 新入生・編入生のみ対象です。

※ 第Ⅳ区分（多子世帯）と第Ⅳ区分（理工農）のどちらにも該当する場合は、第Ⅳ区分（多子世帯）の授業料等減免額と給付奨学金額が適用されます。

※ 多子世帯で第Ⅰ区分～第Ⅲ区分に該当する場合、区分にかかわらず授業料等減免額 700,000 円、入学金減免額 200,000 円となります。

※ 多子世帯の詳細については、P8 も併せてご確認ください。

※手続きの詳細については募集要項で確認してください。（3 月下旬に学生部 Web サイトに掲載）

◆多子世帯に対する大学等の授業料等無償化(減免)について

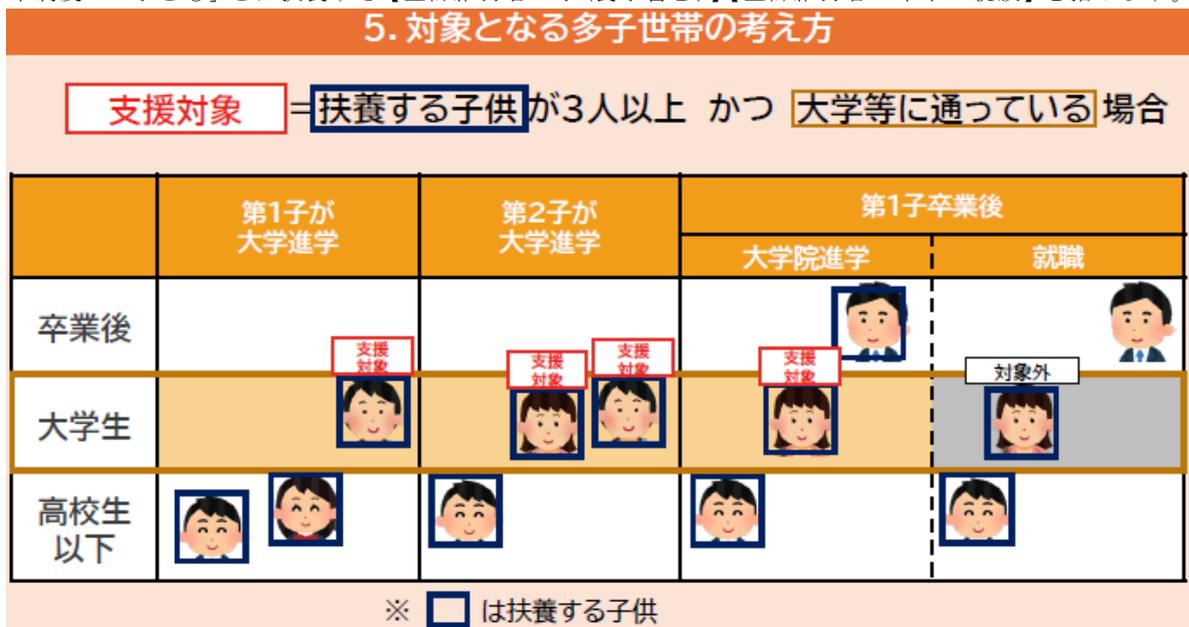
2025年4月から、子どもが3人以上の世帯(多子世帯)への支援が拡充され、大学の授業料及び入学金について所定の条件を満たせば、所得制限なく、国が定める一定の額について授業料等減免の対象となっています。

1. 概要

- 本制度は、「高等教育の修学支援新制度」の授業料等減免支援が拡充される形で実施されます。
- 授業料等減免額は年間70万円となります。学納金の支払いが完全に無償化される制度ではありません。
また、現時点で第Ⅰ区分に該当し、授業料等減免をすでに受けている方は、多子世帯であっても追加の支援はありません。
- 入学年度の方(新生入生・編入生)は入学した学期の所定期間内に申請し、採用された場合に限り、1度のみ20万円を上限で入学金減免の支援を受けることができます。

2. 対象者

- 申請者の生計維持者の扶養する子どもが税制上3人以上いる世帯が対象です。
- 本制度の「子ども」とは扶養する【生計維持者の子(養子含む)】【生計維持者の年下の親族】を指します。



※文部科学省 HP より抜粋

- 「学業要件」および「資産要件」を満たす必要があります。詳細はP.7をご確認ください。
- 扶養する子どもの人数は、マイナンバー情報を通じて日本学生支援機構が確認します。
そのため、原則として申請時点で確定している前年以前の年末(12月31日)時点の住民税の課税情報によって審査が行われます。
【判定に用いる住民税の課税情報】 2026年春学期申込み→ **2024年12月31日時点**
2026年秋学期申込み→ **2025年12月31日時点**
- ただし、申請時点のマイナンバー情報に反映されていない「新たに出生した実子」が所定の期間内にいる場合は、申込時に申告することで扶養する子どもに含まれます。

3. 申請について

- 申請は、「日本学生支援機構 給付奨学金(授業料等減免)」の申し込み手続きを行うことによって完了します。
詳細はP.7をご確認のうえ、3月下旬(秋学期申請は9月下旬)に学生部 Web サイトへ掲載予定の募集要項をご確認ください。

◆【給付奨学金】採用から給付終了までの手続きについて

〈大学新規申込者・高校予約採用者共通〉

採用決定／スカラネット・パーソナル（Web）登録

毎月1回 奨学金交付

停止期間中も
在籍報告が必要です。

【毎年度4月】
○在籍報告の入力
（スカラネット・パーソナル）
※詳細は別途 Port Hepburnにてお知らせします。



★要注意★

採用後は「毎年度」在籍報告が必要です！
手続きがなされない場合は、『廃止』処理となります！

【毎年度8月】
適格認定（家計審査）
※マイナンバーを通して、機構が家計審査を行います。
家計審査の結果、継続の可否・支援区分の見直しが行われ、10月の奨学金から反映されます。

標準単位の取得
および良好なGPAが
求められます。

【毎年度3月】
適格認定
（学業審査）

継続（復活）
決定

給付停止
（1年間）

給付終了（卒業・退学・廃止・その他）

学業を疎かにし、以下のいずれかに該当した場合「廃止（支援打ち切り）」処分となります。

- ①卒業延期（4年間で卒業できない）が確定した場合
- ②取得単位数が標準単位数（卒業要件単位数÷4×在籍年数）の5割以下の場合
- ③警告処分を2年連続で受けた場合

※ただし、2回目の警告となった時の事由が「単年度GPAが下位1/4」のみの場合は「停止」処分となり、その後1年間の学業成績も上記処分の基準に該当する場合は廃止となる。

※単位僅少の場合、すでに支給された奨学金・授業料減免の返還を求められることもあります。